## 鳥取県告示第182号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡南部町天萬字塩河原361-1地先から同字362-2地 先まで	平成22年3月30日
名和岸本線	西伯郡大山町茶畑字曽利1113地先から同町高田字下国松 237-3地先まで	II.
米子広瀬線	米子市石井字要害1006地先から同字1001-1地先まで	JJ
大山口停車場大 山線	西伯郡大山町大山字大山54-1地先から同字51-1地先ま で	II
上井北条線	倉吉市上井字小泓60-51地先から同市上井字宮ケ坪75-14 地先まで	II
旧奈和西坪線	西伯郡大山町御来屋字往還端208-2地先から同字208-2 地先まで	II
米子岸本線	西伯郡南部町天萬字塩河原262-1地先から同町天萬字星 川田32-29地先まで	II